

事 務 連 絡
令和7年2月18日

出店企業の皆様へ

(公財)日本食肉流通センター
新物効法に関する荷主向け説明会の開催・物流に関する事業者の意識調査
【情報提供】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

農林水産省から、標記につき別添のように情報提供がありましたので、お知らせします。

(別添)

【御案内・御協力依頼】

関係団体 各位

お世話になっております。

昨年5月に公布された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(令和6年法律第23号)が令和7年4月1日に一部施行され、「物資の流通の効率化に関する法律」(平成17年法律第85号。以下「新物効法」という。)に基づき、全ての荷主に対し物流効率化に取り組む努力義務が課されることとなります。

本件に関してまして、説明会の開催案内がまいりましたので、お知らせいたします。また、物流に関する事業者の意識調査の協力依頼もあわせてありましたので、お知らせいたします。

① 新物効法に関する荷主向け説明会の開催について

荷主向け説明会が、2月26日、28日に開催されますので、詳細・参加申込方法については、添付①【開催案内】を御確認ください。

＜新物効法に関する荷主向け説明会＞

日時：①令和7年2月26日(水)11時00分～、②令和7年2月28日(金)14時00分～

実施方法：WEB(Microsoft Teams)

内容：新物効法に基づき荷主に対応が求められる具体的な事項について

参加登録〆切：2月21日(金)まで

② 物流に関する事業者の意識調査

別添②案内文を御参照いただき、御協力いただけますと幸いです。

＜物流に関する事業者の意識調査について＞

対 象：荷主事業者

期 間：2025年2月17日～3月5日

実施方法：WEBアンケート

お手数をおかけしますが、会員企業様へ周知いただけますと幸いです。

どうぞよろしくお願いいたします。

添付①【開催案内】

新物効法に関する荷主向け説明会の開催について

国土交通省物流・自動車局物流政策課

経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課物流企画室

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室

昨年５月に公布された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和６年法律第23号）が令和７年４月１日に一部施行され、「物資の流通の効率化に関する法律」（平成17年法律第85号。以下「新物効法」という。）に基づき、全ての荷主に対し物流効率化に取り組む努力義務が課されることとなります。

つきましては、２月中に公布予定の判断基準省令等を踏まえ、新物効法に基づき荷主に対応が求められる具体的な事項について、荷主業界団体及び荷主事業者を対象に、別紙のとおりオンライン説明会を開催いたします。

出席を希望される場合は、別紙に記載された登録フォームから２月21日（金）までに参加登録をお願いいたします。

別紙

説明会開催要領

1. 日時

①令和7年2月26日（水） 11時00分～

②令和7年2月28日（金） 14時00分～

（所要時間は、質疑を入れて概ね1時間程度を予定しております。）

※後日、国土交通省・経済産業省・農林水産省の各webサイトに説明会の動画を掲載する予定です。

2. 実施方式

WEB会議方式（Microsoft Teams）で実施することとし、登録いただいた参加予定者宛てに会議URLを通知いたします。

3. 内容

新物効法に基づき荷主に対応が求められる具体的な事項について

4. 説明対象者

荷主業界団体及び荷主事業者の担当者

※登録は1団体・事業者につき、①②各回5名まで

※自らの事業に関して継続的にトラック事業者との間で運送契約を締結し、又は貨物の受渡しを行っている事業者（公的組織を含む。）は荷主に該当し得ます。

5. 登録フォーム

令和7年2月26日（水） 11時00分～

<https://events.teams.microsoft.com/event/fcb47ac7-1ecf-4702-91d3-69c131060a49@06e4a0ff-4972-4a8b-af30-4571361d1344>

令和7年2月28日（金） 14時00分～

<https://events.teams.microsoft.com/event/441d4857-6322-4ab8-bc96-aeb47a888d5e@06e4a0ff-4972-4a8b-af30-4571361d1344>

※参加される方全員からそれぞれ御登録をお願いいたします。（同じURLで参加できる人数は制限されています。）

6. 担当者

国土交通省物流・自動車局物流政策課

電話：03-5253-8947（直通） 担当：林田、廣金、宇野

経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課物流企画室

電話：03-3501-0092（直通） 担当：佐藤、新井、瀬戸

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室

電話：03-3502-5741（直通） 担当：加地、細井、三島

事務連絡
令和7年2月

関係業界団体・関係事業者 各位

国土交通省物流・自動車局物流政策課

物流に関する事業者の意識調査へのご協力依頼

平素から国土交通行政に対し、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

物流分野における労働生産性の向上等の物流課題については、物流を取り巻く現状・課題やその解決のための取組の重要性について、関係者の皆様や一般消費者の皆様に認識していただくことが極めて重要だと考えております。

令和5年6月2日、我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議にて決定された「物流革新に向けた政策パッケージ」では、「物流負荷の軽減のためには、荷主企業や消費者の意識改革・行動変容が不可欠であるが、『2024年問題』に対する荷主企業、消費者の認知度はまだ不十分であり、単なる広報活動にとどまらない新たな取組みが必要である。」とされております。

また、令和3年6月に閣議決定された総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）においても、「持続可能な物流の確保の重要性について社会の共通認識を高めるための広報活動の強化する」こととされております。

これらを踏まえ、当省では、物流を取り巻く現状・課題や、目指すべき方向性に関する広報を強化するための方策を検討しております。検討の一環として、昨年度に引き続き、関係事業者の皆様に対し、物流に関するアンケートをさせていただき運びとなりました。

ご多用中大変恐縮ですが、物流に関する広報の取組推進のため、皆様のご協力を賜れますと幸甚に存じます。

■ご依頼内容

- ①ウェブアンケートより、貴社のご状況についてご教示いただけますと幸いです。
- ②（業界団体の皆様へのご依頼）
会員企業の皆様に対し、本アンケートにご回答いただけますよう周知いただけますと幸いです。

■アンケートのご回答方法

アンケートはご依頼メール、もしくは本資料下記に記載のURLに、パソコン・スマートフォンでアクセスいただくことにより、ご回答いただくことができます。

■アンケートご回答期限

【令和7年3月5日（水）】までのご回答をお願いいたします。

■アンケート調査内容

- ・物流危機に対する「問題意識」の現状
- ・物流危機に対する「取り組み」の現状

- ・ 物流危機に対する「取り組み」の今後に向けて
- ・ 事務的な事項（企業情報等）

■アンケートの URL

下記アドレスにアクセスいただきますと、アンケート調査画面が表示されますので、ご回答をお願いいたします。

アンケート調査画面 URL : <https://rsch.jp/04d3d62337299e70/login.php>

QR コード :



■お問合せ先

（事務局：調査委託先）

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 物流に関する実態把握調査事務局

担当：村田・川崎・原田

メールアドレス：butsuryu2025@murc.jp

電話番号：03-6733-3400（平日 10 時～12 時／13 時～17 時）

（ウェブアンケート調査の実施は、株式会社クロス・マーケティングに再委託しております。）